

千葉県乳児等通園支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満の子どもへの遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助を行うため、千葉県乳児等通園支援事業設置認可等要綱（以下「設置認可要綱」という。）に定めるところにより千葉県乳児等通園支援事業（以下「補助事業」という。）を実施する者（以下「実施者」という。）に対し、その実施に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、実施要綱及び規則において使用する用語の例による。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる補助対象経費、補助基準額、補助率等については、別表のとおりとする。

2 この補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と対象経費の実支出額（寄付金その他の収入額を控除した額）を比較して少ない方の額とする。

(交付申請)

第4条 実施者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、乳児等通園支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、その決定の内容を乳児等通園支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該実施者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、当該実施者に対し、乳児等通園支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を通知するものとする。

(譲渡等の禁止)

第6条 実施者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市長の承認を得ずに担保に供してはならない。

(分割払い)

第7条 市長は、第5条第2項の規定による交付決定額の範囲内において、第10条の規定による補助金の額の確定前に分割払いすることができるものとする。なお、分割払いを決定したときには、第5条第2項に定める通知書により通知するものとする。

(交付決定の変更)

第8条 実施者は、補助金の交付決定額を変更する必要があるときは、乳児等通園支援事業補助金変更交付申請書(様式第4号)に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を変更すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を変更するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付決定を変更したときは、乳児等通園支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、交付決定を変更することが不適当と認めたときは、当該実施者に対し、乳児等通園支援事業補助金変更交付不承認通知書(様式第6号)により、その旨及び理由を通知するものとする。

(実績報告)

第9条 実施者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付決定の日の属する会計年度の末日までに、乳児等通園支援事業実績報告書(様式第7号)に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

(額の確定通知)

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を調査し、当該報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該実施者に対し、乳児等通園支援事業補助金額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、乳児等通園支援事業補助金請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 第7条の規定により額の確定前に分割して補助金の交付を受けようとする実施者は、第5条第2項の規定による通知を受けたときは、乳児等通園支援事業補助金分割払い請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(決定の取消)

第12条 市長は、実施者が次の各号に定める事項に該当するときは、補助金

の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 乳児等通園支援事業を中止したとき。
 - (2) 乳児等通園支援事業の認可が取り消されたとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (5) 補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件
その他法令等に基づく市長の処分に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後
においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しを決定したときは、当該実施者に対し、
乳児等通園支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、その
旨及び理由を通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した
場合においては、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されている
ときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、第10条の規定により補助事業者等に交付すべき補助金の額を確
定した場合において、すでにその額を超える補助金等が交付されているとき
は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 前2項の規定による返還命令は、乳児等通園支援事業補助金返還命令書（様
式第12号）によるものとする。

（委任）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、千葉市乳児等通園支援事業補助金の
交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年3月19日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金
から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改定前の様式により調製された用
紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。なお、令和8年3月31日限り、

その効力を失う。

別表

1 補助対象経費等

補助対象経費	補助基準額	補助率								
報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費	1 基本分	10分の10以内								
	<table><tr><th>年齢</th><th>補助基準額 (こども一人1時間あたり)</th></tr><tr><td>0歳児</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>1歳児</td><td>1,100円</td></tr><tr><td>2歳児</td><td>900円</td></tr></table>		年齢	補助基準額 (こども一人1時間あたり)	0歳児	1,300円	1歳児	1,100円	2歳児	900円
	年齢		補助基準額 (こども一人1時間あたり)							
	0歳児		1,300円							
	1歳児		1,100円							
	2歳児		900円							
	※当日キャンセルについては、予約した利用時間分が実際の利用可能時間から消費された場合に限り、補助対象とする。									
	2 加算分									
	(1) 障害児受入れ分									
	こども一人1時間あたり400円									
(2) 医療的ケア児受入れ分										
こども一人1時間あたり2,400円										
(3) 利用料金減免対象者分										
ア 生活保護世帯										
こども1人当たり1時間300円										
イ 市町村民税非課税世帯										
こども1人当たり1時間240円										
※(1)及び(2)の加算に該当する場合、いずれか一つのみ適用する。										
改修費等	1 事業所当たり年額4,324,000円	対象経費の実額と補助基準額のいずれか低い方の4分の3以内 (その金額に1,								

		000円 未満の端 数が生じ たとき は、これ を切り捨 てる。)
--	--	---

2 交付時期

- (1) 一般型施設（在園児合同、専用室独立実施型）
9月、5月（分割払い）
- (2) 余裕活用型施設
5月（実績払い）

様式第 1 号

年 月 日

乳児等通園支援事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

住所
法人名
代表者職・氏名
施設名

年度千葉市乳児等通園支援事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額	円
補助事業の目的 及び内容	生命の安全及び心身の順調な発達が保証されるよう適切な保育条件の中で乳幼児の福祉向上を図る。
添付資料	① 千葉市乳児等通園支援事業計画表（個別表） ② その他補助金交付申請に必要な書類

様式第 2 号

千葉市指令 第 号

住所
法人名
代表者職・氏名 様
施設名

乳児等通園支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市乳児等通園支援事業補助金について、次のとおり交付決定をしたので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日
千葉市長 印

交付決定額	円
補助金の 交付予定時期	年 月
交付条件	1 この決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市長の承認を得ずに担保に供してはならないこと。 2 千葉市補助金等交付規則及び千葉市乳児等通園支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 3 号

千葉市指令 第 号

住所
法人名
代表者職・氏名 様
施設名

乳児等通園支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市乳児等通園支援事業補助金について、次のとおり不交付と決定したので、千葉市乳児等通園支援事業補助金交付要綱第 5 条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日
千葉市長 印

決定日	年 月 日
不承認とした理由	
その他	

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 4 号

年 月 日

乳児等通園支援事業補助金変更交付申請書

(あて先) 千葉市長

住所
法人名
代表者職・氏名
施設名

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉市乳児等通園支援事業補助金について、次のとおり補助金の交付決定額を変更されたく、千葉市乳児等通園支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により申請します。

変更交付申請額	円	
変更後補助金所要額	既交付決定額	差引所要額
円	円	円
変更理由（どちらかに○）	対象経費の増加 ・ 対象経費の減少	
添付資料	千葉市乳児等通園支援事業実績報告書（個別表）	

様式第 5 号

千葉市指令 第 号

住所
法人名
代表者職・氏名 様
施設名

乳児等通園支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定し、
年 月 日付補助金変更交付申請のあった千葉市乳児等通園
支援事業補助金について、次のとおり交付決定の変更をしたので、千葉市乳児等
通園支援事業補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日
千葉市長 印

変更前交付決定額	変更後交付決定額	差引所要額
円	円	円

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住所
法人名
代表者職・氏名
施設名

様

乳児等通園支援事業補助金変更交付不承認通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定し、
年 月 日付補助金変更交付申請のあった千葉市乳児等通園支援事業補助金について、次のとおり交付決定の変更をしないこととしたので、千葉市乳児等通園支援事業補助金交付要綱第 8 条第 4 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

決定日	年 月 日
不承認とした理由	
その他	

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 7 号

年 月 日

乳児等通園支援事業補助金実績報告書

(あて先) 千葉市長

住所
法人名
代表者職・氏名
施設名

年 月 日付千葉市指令 第 号により、交付決定のあった千葉市乳児等通園支援事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	補助金の既交付額	補助金の経費精算額
円	・ 年 月 日 ・ 円	円
添付資料	① 千葉市乳児等通園支援事業決算見込書（抄本） ② 千葉市乳児等通園支援事業実績報告書（個別表） ③ その他補助金交付申請に必要な書類	

千葉市達 第 号

住所
法人名
代表者職・氏名 様
施設名

千葉市乳児等通園支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市乳児等通園支援事業補助金
実績報告書により、 年度千葉市乳児等通園支援事業補助金額を次のとおり
確定したので、千葉市補助金等交付規則第 1 3 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

確定額	円
-----	---

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 9 号

年 月 日

乳児等通園支援事業補助金請求書

(あて先) 千葉市長

住所
法人名
代表者職・氏名
施設名

年 月 日付千葉市達 第 号千葉市乳児等通園
支援事業補助金額確定通知書により確定した補助金について、千葉市補助金等
交付規則第 1 6 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の確定額	補助金の既交付額	今回の請求額
円	・ 年 月 日 ・ 円	円

様式第 1 0 号

年 月 日

乳児等通園支援事業補助金分割払い請求書

(あて先) 千葉市長

住所
法人名
代表者職・氏名
施設名

年 月 日付千葉市指令 第 号により、補助金の交付決定のあった補助金の分割事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 1 6 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により請求します。

補助金の交付決定額	補助金の既交付額	今回の請求額
円	・ 年 月 日 ・ 円	円

住所
法人名
代表者職・氏名
施設名

様

乳児等通園支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定した
千葉市乳児等通園支援事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消すこ
ととしたので、千葉市乳児等通園支援事業補助金交付要綱第 1 2 条第 3 項の規
定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

決定日	年 月 日
決定を取り消した理由	
その他	

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して 6 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 1 2 号

千葉市達 第 号

住所
法人名
代表者職・氏名
施設名

様

乳児等通園支援事業補助金返還命令書

年度に交付した千葉市乳児等通園支援事業補助金について、千葉市乳児等通園支援事業補助金交付要綱第 1 3 条第 3 項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額	
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	合計 円
補助金の確定交付額	
返還すべき金額	
返還期限	
返還を命ずる理由	
返還方法	

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。